

事 務 連 絡

平成23年4月11日

特例社団法人 全国木材組合連合会御中

林野庁長官

『日本はひとつ』しごとプロジェクトについて

このことについて、農村振興局長より別添のとおり通知があったのでお知らせする。

林野庁 林政課総務班総務係 (03-6744-1777)

経営課林業労働力対策室 (03-3502-1629)





23農振第16号
平成23年4月5日

林 野 庁 長 官 殿

農村振興局長

『日本はひとつ』しごとプロジェクトについて

「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」において、別紙のとおり『日本はひとつ』しごとプロジェクト」がとりまとめられたところであり、今後、関係機関、関係団体等が一体となって被災者等の就労支援・雇用創出に全力を傾けることとなったところである。

ついては、このプロジェクトへの積極的な取組について、貴庁の所管団体へ周知・要請等よろしくお願いします。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1 (第1段階)

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ)

1. 基本的対応方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

- 復旧事業の推進
- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
 - 被災住宅の補修・再建

◎重点分野雇用創出事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創出事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

- (1) 被災地におけるマッチング機能強化
- 「日本はひとつ」しごと協議会の創設
- 都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置
- 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大
- ・避難所へのきめ細かな出張相談
 - ・農林漁業者、自営業者に対する支援
 - ・職業訓練の機動的な拡充・実施
- 被災地域の就労支援等
- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
 - ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘
-
- (2) 被災地以外におけるマッチング機能強化
- ・住居の確保・地元生活情報の提供
 - ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置

- 中小企業者等の経営再建支援

- 新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施

- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援

- ・重点分野雇用創出事業等を活用した自治体による雇用

- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

- 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～

（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

東日本大震災などにより、東北地方の沿岸部を中心にインフラのほか、事業所や住居に壊滅的な被害が生じており、多くの方々が仕事につけない状況にある。また、地震や津波、さらには福島原子力発電所の事故によって、住居や職場のある地元から遠く離れ、待避しなければならない方々も多くいる。

こうした事態に対し、雇用保険の給付や、雇用調整助成金の活用による生活の安定を図るとともに、

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災した方が被災地以外の地域に就労可能にしていくこと

など政府をあげて進め、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく必要がある。

今回、当面の緊急総合対策を取りまとめたところであり、強力に推進する。さらに、当推進会議では、フェーズ2以降適時適切な対策を検討していく。

2. 当面の緊急総合対策

（1）復旧事業等による確実な雇用創出

（ア）復旧事業の推進

今回の地震と津波により、

- ・道路は高速道路1路線、直轄国道18、補助国道32、地方道241の区間で通行止め（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・空港は仙台空港が被災（暫定的に救援機のみ使用可能）（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）

- ・建築物は全国で、全壊4万5,770棟、半壊8,796棟（平成23年4月3日現在、警察庁調べ）
- ・冠水や土壌流出などの被害を受けた農地は、東北、関東地方の太平洋沿岸6県で約2万4,000ヘクタール（平成23年3月29日現在、農林水産省調べ）
- ・漁船は地震前、岩手、宮城、福島県で約2万隻あったが壊滅的被害（平成23年4月4日現在、農林水産省調べ）
- ・漁港は岩手、宮城、福島県で263港あったが壊滅的被害（平成23年4月4日現在、農林水産省調べ）
- ・港湾は、青森県から茨城県の太平洋側において、重要港湾14港、地方港湾18港が甚大な被害（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・河川は全国で、国管理河川1,723箇所が損傷（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・土砂災害は全国で77件発生。その他、多数山腹崩壊あり（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・海岸は岩手、宮城、福島県で海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊（平成23年4月4日現在、国土交通省調べ）
- ・水道は岩手、宮城、福島、茨城、千葉県では、計約30万戸で断水（平成23年4月4日現在、厚生労働省調べ）

といった甚大な被害が生じており、その復旧・復興を進めるとともに、がれきの撤去、仮設住宅の建設、被災住宅の円滑な補修・再建を推進する。

（イ）重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

被災した方々の雇用の場を確保するため、重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど被災した方々を雇用して幅広い事業を展開できるようにする。

また、重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間は、現行最長1年以内とされているが、被災した方々については雇用期間の更新を可能として1年を超えて雇用できるようにする。

（ウ）地元優先雇用への取組

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- ① 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求め

る)

- ② 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
 - ③ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金(大企業 50 万円、中小企業 90 万円))やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する
- といった地元優先雇用への取組を行う。

また、重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、原則、被災した方々を雇用するものとする。

※なお、建設作業に従事したことのない被災した方が復旧事業に雇用されることになるため、特に安全衛生対策に配慮する必要がある。

(2) 被災した方々としごととのマッチング体制の構築 (「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクト)

(ア) 被災地におけるマッチング機能の強化

①「日本はひとつ」しごと協議会の創設

増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を、確実に被災した方々の就労に繋げていくためには、自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図る必要がある。

このため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置する。そして、

- ① 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
 - ② 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
 - ③ 復旧事業の求人のハローワークへの提出
- を地域レベルで合意し、推進していく。

②「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

被災地は、農林漁業が盛んな地域で多様な就労ニーズがある。また、広範な地域で多数の方が長期間の避難所暮らしを強いられている。これに対応すべく、以下のとおりハローワークの機能を拡大する。

＜様々な機関とのネットワークの構築＞

ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災した方々のニーズに対応した求人を開拓する。

＜避難所へのきめ細かな出張相談＞

ハローワーク職員が避難所へ赴き、被災した方々に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスを届ける。また、様々な機関の支援策を情報提供する。なお、遠隔地への就職を希望される被災した方には職業転換給付金を活用した移転費用支援などを行う。

＜農林漁業者、自営業者に対する支援＞

ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災地の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援する。

＜職業訓練の機動的な拡充・実施＞

訓練定員の拡充や被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。

③被災地域の就労支援等

＜被災した方向けの合同企業説明会の開催＞

被災した新卒者等を対象に、被災地域内及び近隣の中小企業を集めた合同企業説明会の開催や被災地域外での就労を目指す被災した方向けの合同企業説明会の開催を実施する。

＜業界団体や中小企業団体に要請し、被災した方の受入に積極的な企業を発掘＞

政府が一体となって、業界団体や中小企業団体に対して要請を行い、被災した方を雇用する意欲のある企業を発掘し、これらの求人情報のハローワークへの提出を促進することにより、求職者の雇用促進を図る。

＜避難所での民間職業紹介の特例措置＞

民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため要件を緩和する。

（イ）被災地以外におけるマッチング機能の強化

被災地から遠方に避難される方も多数に上ることから、ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災した方の意向に十分配慮した上で、効果的なマッチングを図る体制を整備する必要がある。

このため、被災地以外の都道府県ごとにも「日本はひとつ」しごと協議会を設置する。そして、ハローワークの機能を拡大し、関係機関が連携しながら被災した方の新たな生活をスタートさせるための支援を行う。

＜関係機関等と連携した住居の確保＞

自治体・関係機関・団体などとの連携のもと、公営住宅、雇用促進住宅、避難者の受け入れを希望する農山漁村、ホテルや旅館の情報、社宅付、寮付求人など被災した方々のニーズに対応した情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

＜農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保＞

農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災した方の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。併せて、その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

＜地元生活情報の提供＞

自治体、町内会、NPO などとの連携のもと、病院、保育所、商店街、学校など被災した方々のニーズに対応した生活情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

（３）被災した方々の雇用の維持・確保

今回の地震・津波で多くの事業が甚大な被害を受け、操業できない状況が生じている。また、計画停電や部品供給制約によって、休業を余儀なくされている事業所も数多くみられる。

こうした中で、雇用の安定を図っていくためには、企業の雇用維持努力を強

力に支援していくことが重要である。

(ア) 雇用調整助成金、雇用保険の特例措置の周知、推進

雇用調整助成金の特例措置により、被災地の企業の雇用維持の努力を促していくとともに、計画停電のような休業手当の支払い義務が発生しないケースについても、雇用調整助成金の活用により休業中の休業手当の支給を促していく。また、被災地において休業手当などの賃金が支払われない場合にも、失業手当の特例措置により、被災した方々（福島原子力発電所 30km 圏内の方々を含む）の生活の安定を図る。

(イ) 雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金については、青森、岩手、宮城、福島、茨城の災害救助法適用地域が対象となっている特例措置を、支援の必要な災害救助法適用地域に拡大する。

これに加えて、被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていることから、被災地の事業所と取引関係が緊密な被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所について、新たに特例措置を設ける。

また、津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図る。

(ウ) 中小企業者等の経営再建支援

被災した中小企業者及び農林漁業者の事業活動の早期再開支援や資金繰り支援等により、中小企業者や農林漁業者の早期の経営再建を支援する。

(エ) 新卒者の内定取消し等の防止・被災地の新卒者・既卒者の就職支援

<被災新卒者内定取消し防止作戦の実施>

新卒者の内定取消しの防止等のために、厚生労働大臣及び文部科学大臣の連名により、主要経済団体等に対して、採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるようにするなどの要請を実施した。

今後は、この周知に努めるとともに、新卒応援ハローワークの学生等震災特別相談窓口等で、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施する。事業主に対しては、雇用調整助成金を活用して、できる限り入社させるなどの指導を実施する。

＜被災した学卒未就職者の支援の拡充＞

震災の影響により、就職が決まらず卒業された方を支援するため、被災地に居住する卒業後3年以内既卒者を雇用する事業主に対する奨励金を拡充し、ハローワークの全国ネットワークを活用した、被災した方向けの求人確保に取り組む。また、こうした方々が1日でも早く就職できるようジョブサポーターによる就職までの継続したマンツーマンの支援や、広域職業紹介を実施する。

＜重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用＞

重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用する。

＜被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表＞

未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクト、新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）において、被災地域の新卒者等に配慮する求人情報等を集約し、4月中旬に公表するなど新卒者への就労支援を一層推進する。

（オ）解雇・雇止め・派遣切りへの対応

被災に伴い解雇、雇止め、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名により、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請を実施した。今後はこの周知に努めるとともに、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図る。

3. 効果的な広報による被災した方々への確実な周知

今回の震災に対応した緊急対応の広報については、各省や地方労働局等国の出先機関のホームページ、テレビ・ラジオ・新聞、チラシ・ポスターなどにお

いて行う。また、避難所への出張相談や特別相談窓口でも、被災した方が求めるニーズに応じた情報提供を推進する。

また、被災した方、新卒者、中小企業者など、対象者ごとに政策を取りまとめ、避難所の壁新聞、地域コミュニティ誌など、地域や被災した方の状況に応じたきめ細かい手法で、わかりやすく一括して情報提供を行う。

さらに、各種施策のQ & A の整備を進め、説明することにより、被災した方々に各種政策の内容が確実に理解されるようにする。

(例1) 中小企業に対する金融支援策と雇用調整助成金の情報を一括して提供

(例2) 新卒者支援に関する情報を一括して提供

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

関係施策集

1. 復旧事業等による確実な雇用創出

(1) 復旧事業の推進

○ 社会資本の復旧等の推進【国交省】

- ・被災者の生活を再建するため、損壊した道路、港湾等の社会資本の復旧等を推進する。

○ 被災地での損壊家屋等の処理による雇用創出【環境省】

- ・被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等を処理するため、現地の事業者にて多くの人員を必要とすることから、これにより新たな雇用が創出される。

○ 応急仮設住宅の建設、運営等における雇用の創出【国交省】

- ・被災県が発注する仮設住宅の建設における、地元の建設業者や資材業者の活用を促進する。
- ・一定戸数以上の仮設住宅団地等において、生活支援サービスの提供等を行う。（例：中越地震における入浴サービス等）

○ 被災住宅の円滑な補修・再建の支援による雇用創出【国交省】

- ・被災住宅の補修について、診断・相談及び事業者の紹介を行う窓口（電話相談、対面相談）を3月31日より設置。

○ 農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁場の復旧等の推進【農水省】

- ・被災地の農林漁業を再建するため、損壊した農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁場の復旧等を推進する。

○ 国の施策に対応した地方財政措置の検討【総務省】

(2) 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

○ 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充【厚労省】

- ・重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、避難所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど、自治体等が被災者を雇用して幅広い事業を展開することができるよう措置することにより、被災者の雇用の場を創出する。
- ・重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業で雇用された場合の雇用期間は、現在、最大1年以内であるが、被災者については、雇用期間の複数回の更新を可能とし、1年を越えて継続して雇用できることとする。

(3) 地元優先雇用への取組

○ 地元の被災者の雇用の確保【関係省庁】

- ①当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する。(地方公共団体についても同様の取組を求める)
- ②復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者を求める。
- ③被災した離職者を対象にした雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金(大企業 50 万円、中小企業 90 万円))やトライアル雇用(※)によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。

といった地元優先雇用への取組を行う。

※実習型雇用支援事業の活用

被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合については、基金訓練修了の如何にかかわらず、トライアル雇用の一種である本事業の対象とすることにより、地元での雇用を促進する。

(試行雇用 1 人につき月額 10 万円(最大 6 ヶ月)、その後正規雇用化した場合は 6 ヶ月ごとに 50 万円(2 回))

○ 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、原則、被災した方々を雇用【厚労省】

(4) 災害防止

○ 復旧工事における災害防止対策の徹底【厚労省、国交省、環境省】

- ・災害復旧工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を徹底する。【厚労省、国交省】
- ・建築物などの解体等に伴う労働者や被災者等の粉じん障害防止対策のため、防じんマスクの支給等を行う。【厚労省、環境省】

2. 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能の強化

① 「日本はひとつ」しごと協議会の創設【関係省庁】

自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図るため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し、以下について地域レベルで合意し、推進していく。

- (i) 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- (ii) 被災者、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- (iii) 復旧事業の求人のハローワークへの提出

② 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

○ **様々な機関とのネットワークの構築【関係省庁】**

- ・ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧事業や被災者のニーズに対応した求人を開拓する。

○ **避難所へのきめ細かな出張相談【厚労省】**

- ・ハローワーク職員が避難所へ赴き、被災者に対して、メンタル面を含めたきめ細かな職業相談サービスを届けるとともに、様々な機関の支援策を情報提供する。

○ **「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】**

- ・全国のハローワークに「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応する。

○ **被災地での就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】**

- ・被災地におけるインフラ復旧等のための求人の確保、職業紹介
- ・ハローワークの職員による避難所へ出張相談（再掲）

○ **被災地以外で就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】**

- ・全国のハローワークで、寮・社宅付き求人、被災者の雇入れを行う求人を確保
- ・仕事を探している被災者とマッチング
- ・ハローワークの職員による避難所へ出張相談（再掲）
- ・広域求職活動費（面接旅費相当）・移転費（転居費相当）を活用した遠隔地への職業紹介

○ **農林漁業者、自営業者に対する支援【厚労省】**

- ・ハローワークの主な対象者は離職した会社員であるが、今回の被災者の地域特性を踏まえ、農林漁業や自営業の離職者についても関係機関と連携して積極的に支援する。

○ **農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保【厚労省、農水省】**

- ・農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災者の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。
- ・その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

○ **農林漁業者に対する広域職業紹介の実施【厚労省、農水省】**

- ・被災地におけるハローワーク内の農林漁業就職支援コーナーが、ハローワークの全国ネットワークを活用しつつ、被災地の復興までの間、被災地以外での農林漁業への就業を希望する者等の農林漁業者に対する広域職業紹介を農林水産省等関係機関との連携の下に実施。

○ **新たに農林漁業への就業を希望する被災者への支援【農水省】**

- ・農林漁業への新規就業を希望する被災者と農業法人・林業事業体・漁業者とのマッチングを促進するための求人情報等の収集・提供、就業相談会、実践研修（ＯＪＴ）等を実施。

○ **船員希望者に対する就職相談【国交省】**

- ・船員を希望する被災者に対して、全国の船員求人情報が検索できるシステム等を活用し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職相談を、ハローワーク等とも連携し実施する。

○ **職業訓練の機動的な拡充・実施【厚労省】**

- ① 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。
- ② 雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援
 - ・基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難となった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
 - ・訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

○ **建設労働者の教育訓練等【厚労省】**

- ・中小建設事業主が建設労働者に対して建設重機の操作のための技能実習等を実施する際、その経費及び賃金の一部を助成。
- ・広域的に受講者を受け入れる建設技能訓練施設で技能訓練を受講する際、旅費の一部を助成。
- ・中小建設事業主が建設現場での作業員宿舍等の整備をする際、経費の一部を助成。

③ **被災地域の就労支援等**

○ **被災地域の求職者支援【関係省庁】**

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催【経産省】

被災した新卒者等を対象に、被災地域内及び近隣の中小企業を集めた合同企業説明会の開催や被災地域外での就労を目指す被災者向けの合同企業説明会の開催を実施する。

- ・業界団体や中小企業団体に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘【関係省庁】

政府が一体となって、業界団体や中小企業団体に対して要請を行い、被災者を雇用する意欲ある企業を発掘し、これらの求人情報のハローワークへの提出を促進することにより、求職者の雇用促進を図る。

○ **産業雇用安定センターを活用した被災地域から他地域への出向・移籍のあっせ**

んの実施【厚労省】

- ・(財)産業雇用安定センターに対策本部を設置し、被災地域の事業所の労働者について、そのニーズを踏まえ、他地域の事業所への出向・移籍のあっせんを積極的に実施。

○ 被災地における「就労履歴管理システム」の活用【総務省】

- ・総務省委託事業により開発済みのシステムを活用し、被災地の土木・建築等就労者に ID 付きの「被災地就労共通パス」(仮称)を無料発行し、入退場を自動記録することにより、現地の流動的な雇用関係下における就労履歴を正確に捕捉・管理するための検討を行う。
- ・就労者の経験・技能を「見える化」することができるため、作業内容とのマッチングにも寄与。
- ・退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者にとっての安定的な社会保障の確保等にも資する。

○ 避難所において職業紹介事業者等が出張相談に応じる場合の要件緩和【厚労省】

- ・民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため要件を緩和する。

(2) 被災地以外におけるマッチング機能の強化

○ 「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】(再掲)

- ・全国のハローワークに「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応する。

○ 被災地以外で就職を希望する被災者の方々への支援【厚労省】(再掲)

- ・全国のハローワークで、寮・社宅付き求人、被災者の雇入れを行う求人を確保
- ・仕事を探している被災者とマッチング
- ・ハローワークの職員による避難所へのお出張相談
- ・広域求職活動費(面接旅費相当)・移転費(転居費相当)を活用した遠隔地への職業紹介

○ 関係機関等と連携した住居の確保【関係省庁】

- ・自治体・関係機関・団体などとの連携のもと、公営住宅、雇用促進住宅、避難者の受け入れを希望する農山漁村、ホテルや旅館の情報、社宅付、寮付求人など被災者のニーズに対応した情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

○ 農林漁業者、自営業者などの就労機会の確保【厚労省、農水省】(再掲)

- ・農協、漁協、商工会議所などと連携して、被災者の受け入れを希望する事業主、人手不足の事業所、後継者不足の事業所などを開拓する。
- ・その求人情報をハローワークに集約し、ハローワークの全国ネットワークを通じて就職を希望する方々に発信する。

○ **農林漁業者に対する広域職業紹介の実施【厚労省、農水省、国交省】**（再掲）

- ・被災地以外におけるハローワーク内の農林漁業就職支援コーナーが、ハローワークの全国ネットワークを活用しつつ、被災地の復興までの間、被災地以外での農林漁業への就業を希望する者等の農林漁業者に対する広域職業紹介を農林水産省等関係機関との連携の下に実施。

○ **新たに農林漁業への就業を希望する被災者への支援【農水省】**（再掲）

- ・農林漁業への新規就業を希望する被災者と農業法人・林業事業体・漁業者とのマッチングを促進するための求人情報等の収集・提供、就業相談会、実践研修（OJT）等を実施。

○ **農山漁村における被災者の受入れ支援【農水省】**

- ・農山漁村における被災者受入れの可能性について、都道府県、農林水産関係団体等を通じ、緊急に調査を実施。
- ・都道府県、農林水産業・食品産業関係団体等から成る農山漁村被災者受入れ連絡会議を開催し、雇用の確保、受入先の更なる拡大に向けた情報収集・発信を実施。

○ **地元生活情報の提供【関係省庁】**

- ・自治体、町内会、NPO などとの連携のもと、病院、保育所、商店街、学校など被災者のニーズに対応した生活情報を、被災地以外での就職を希望する方々に届ける。

3. 被災した方々の雇用の維持・確保

（1）雇用調整助成金、雇用保険の特例措置の周知、推進

○ **雇用調整助成金の拡充【厚労省】**

- ・雇用調整助成金については、青森、岩手、宮城、福島、茨城の災害救助法適用地域が対象となっている特例措置を、支援の必要な災害救助法適用地域に拡大する。
- ・被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていることから、被災地の事業所と取引関係が緊密な被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所について、新たに特例措置を設ける。
- ・津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図る。

（※）雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成。

○ **震災被害者への失業手当の特例支給【厚労省】**

- ・事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、休業手当などの賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施。震災による

福島原子力発電所の放射線の影響により、避難指示又は屋内待避指示を受けた地域（30 km圏内）にある事業所についても、同様に特例措置の対象となる。

○ 地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等【厚労省】

- ・地域障害者職業センターにおいて、就業中の障害者や障害者を雇用する事業主に対し、震災に係る特別相談の実施、ジョブコーチ支援、出張カウンセリング等きめ細かな支援を行う。
- ・障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、障害者の雇用維持の観点から、支給要件の緩和等を行う。
- ・障害者の雇用継続に必要な機器等の優先的な貸出しを行う。

○ 事業者に対する説明会【国交省】

- ・船員の雇用を維持するため、船舶所有者に対して雇用保険の特例措置や雇用調整助成金制度等の説明会を、都道府県労働局と連携して実施する。

（２）中小企業者等の経営再建支援

○ 被災した中小企業者の事業活動の維持・早期再開支援【経産省】

- ・中小企業向け資金繰り支援制度を活用し、東北地方太平洋沖地震による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業者に加えて、間接的な被害を受けた事業者についても対象とする。

○ 被害農林漁業者等への資金の円滑な融通等【農水省】

- ・被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通・既貸付金の償還猶予等により、被災した農林漁業従事者等の雇用を維持。

○ 中小企業の相談窓口の活用【経産省】

- ・政府系金融機関等における「特別相談窓口」や、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談が出来る「中小企業電話相談ナビダイヤル」の活用。

○ 労働保険料の申告・納付期限の延長等【厚労省】

- ・被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手續の必要なく延長（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）。
- ・納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）。

(3) 新卒者の内定取消し等の防止・被災地の新卒者・既卒者の就職支援

○ 被災採用内定取消し防止作戦の実施【厚労省】

- ・主要経済団体等に細川律夫厚生労働大臣と高木義明文部科学大臣の連名により、採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるようにすること等、要請を実施。
- ・全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等の就職支援や相談を実施。
- ・事業主に対し、雇用調整助成金を活用して、できる限り入社させるなどの指導を実施する。

○ 被災した学卒未就職者の支援の拡充【厚労省】

- ・被災地に居住する未就職卒業者をトライアル雇用する事業主に対して、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金を拡充し、これらの者がトライアル雇用後に正規雇用された場合、60万円を支給（拡充前は50万円）。また、被災地に居住する未就職卒業者（大卒等）を新卒枠で正規雇用する事業主に対して3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金を拡充・要件緩和し、これらの者が正規雇用された場合、120万円を支給（拡充前は100万円）するとともに、1事業所当たり10回までとする（緩和前は1回限り）。
- ・ジョブサポーターを活用し、高校・大学等と連携し、高校・大学等や避難所等への出張相談を行うとともに、ハローワークの全国ネットワークをフル活用し被災した学生・生徒を受け入れる求人の確保・広域職業紹介を実施。

○ 重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用【厚労省】

- ・重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用する。

○ 被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表【経産省】

- ・未内定者等と中小企業をマッチングするドリームマッチプロジェクトにおいて、被災地域の新卒者等に特別配慮をする求人情報を発掘・集約し、4月中旬に公表する予定。
- ・新卒者就職応援プロジェクト（インターンシップ）参画企業に対して、被災地域の新卒者等を雇用する意欲のある企業を発掘し、4月中旬に公表する予定。

○ 被災地域の新卒者等への就職支援【経産省】

- ・新卒者就職応援プロジェクトの被災地域の新卒者等に対する特例措置
- ・被災地域の新卒者等、被災地域の企業のマッチング優先支援、被災地域外での職場実習機会の提供、被災地域における職場実習の要件緩和等、被災地の状況に対応した特例措置を実施。

(4) 解雇・雇止め・派遣切りへの対応

○ 派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者への配慮について各団体

に要請【厚労省】

- ・震災により被害を受けた派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者に対し、事業主等が、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、大臣名で主要団体等に対して要請。

○ 産休切り・育休切り等への対応【厚労省】

- ・被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室に雇用均等特別相談窓口を設置し、きめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施する。

(5) 生活保障

○ 未払賃金立替払の手続の簡素化【厚労省】

- ・地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施。

(6) 健康確保

○ 労災保険給付請求の弾力的な取扱いの実施等【厚労省】

- ・労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施。
- ・労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うための柔軟な取組等を実施。
- ・震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介。

○ メンタルヘルスを含む健康問題について電話相談の受付等【厚労省】

- ・産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について、電話での相談を実施。

(7) 相談窓口

○ 「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口の設置【厚労省】

- ・全国のハローワークに「「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口」を設置し、被災者や被災事業主の方々に対し、仕事や各種助成金の支給申請などの幅広い相談に対応。(再掲)
- ・上記相談窓口において派遣労働者、派遣会社、派遣先からの相談対応も行うとともに、その相談対応の実施について、派遣労働者に広く周知。

○ 労働関係の相談への対応【厚労省】

- ・地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ & A」を作成（今後随時更新予定）し、関係省庁と連携して、被災地域等事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知。
- ・被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設。

「日本はひとつ」しごとプロジェクト
フェーズ1（第1段階）

重点施策の概要

雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用機会の創出

対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災などにより仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件を緩和し、積極的に活用する。

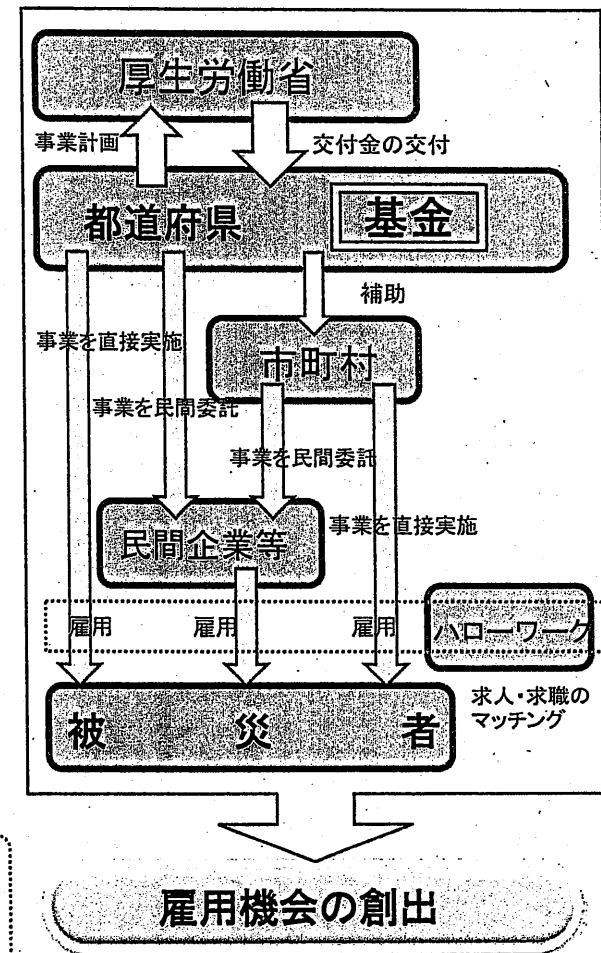
1. 重点分野雇用創造事業の要件緩和(全国の交付額:3,500億円)

- ◆ 対象分野に「震災対応分野」を追加。
※現行の対象分野:介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野
- ◆ 「震災対応分野」で実施する事業は、被災者を雇用。
※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。
- ◆ 都道府県又は市町村の臨時職員として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。(企業、NPO等への委託による実施も可能。)
 - 避難所において、子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業
 - 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
 - がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業
 - 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- ◆ 現行「1年以内。更新不可」の雇用期間について、更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

2. 緊急雇用創出事業の要件緩和(全国の交付額:4,500億円)

- ◆ 「震災対応分野」と同様の事業を実施することが可能。
- ◆ 現行「6月以内。1回更新可」の雇用期間について、複数回更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

《事業スキーム》



※基金事業：離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が交付する交付金を財源として、各都道府県に基金を造成。

都道府県及び市町村はこの基金を活用し、雇用の場を創る事業を実施。平成23年度まで実施。

地元優先雇用への取組

発注者

- ① 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する。

- ② 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者を求める。

ハローワーク

- ③ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金やトライアル雇用によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。

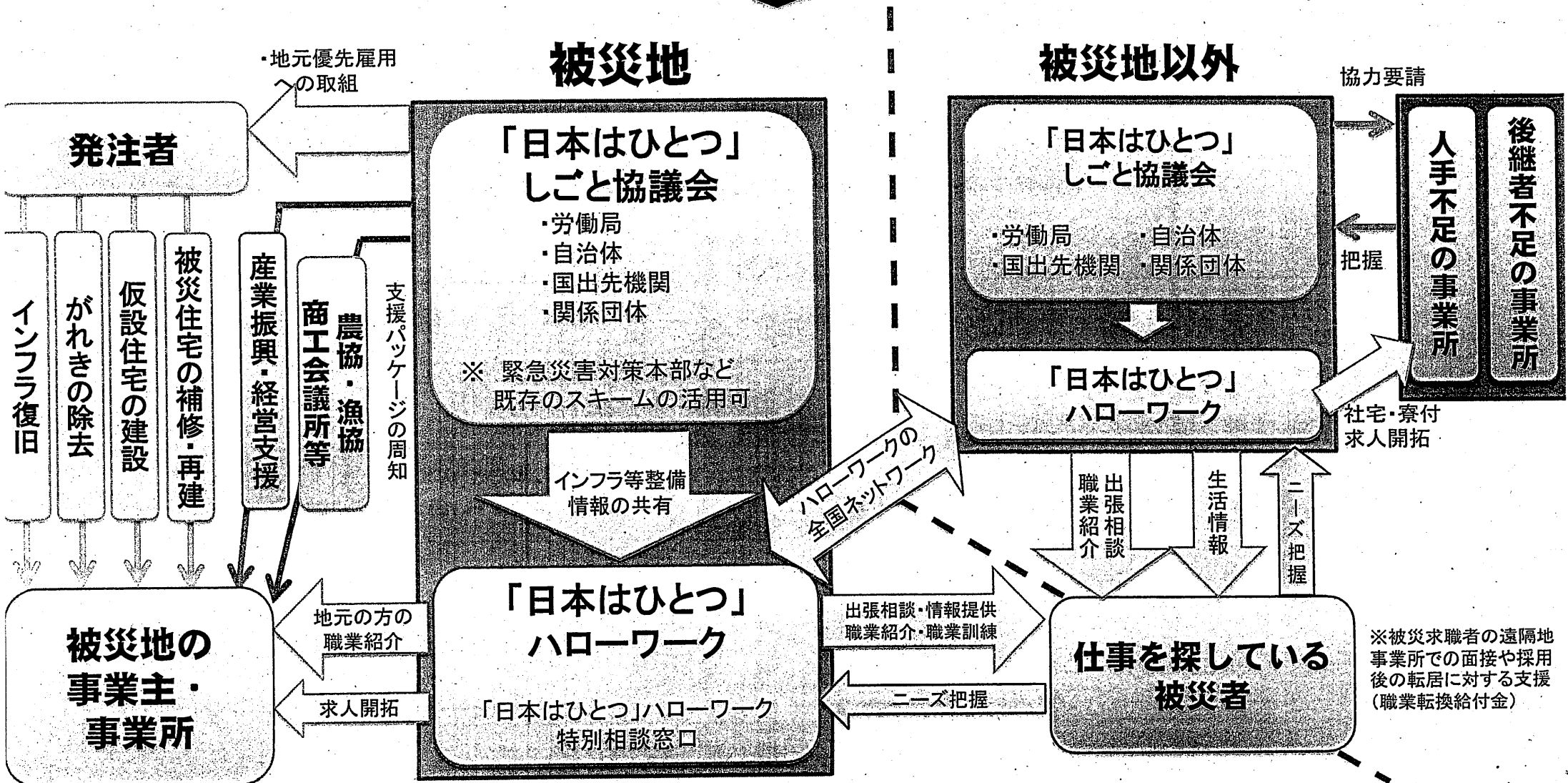
地元被災者の雇用

「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクト イメージ

～日本中がひとつとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～

「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」フェーズ1（第1段階）取りまとめ

対策の周知



東日本大震災などにより被災した新卒者等への緊急対応を進めています！

ハローワークは、新卒者支援に全力で取り組みます。

～ 被災新卒者内定取消し防止作戦の実施 ～

○ 厚生労働大臣・文部科学大臣からの要請を実施しました。

3月22日、厚生労働大臣、文部科学大臣から、主要経済団体等（258団体）、求人情報事業所団体に以下のとおり要請を行いました。

○主要経済団体、業界団体への要請

- ・ 採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力すること
- ・ 被災地の新入社員の入社時期等について、個別の事情を十分に勘案し、柔軟な対応を行うこと
- ・ 大学生等の採用選考活動に当たっては、被災した大学生等からのエントリーシートの提出の締切等について柔軟に対応すること
- ・ 被災地の学生・生徒等を積極的に採用すること

○求人情報事業所団体への要請

- ・ 被災地の学生の就職のために全面的な協力を求めること
(東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むなど)

○ 新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置（3月28日）

3月28日、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施しています。

【対象者】

- ・ 震災により採用内定取消しを受けた学生・生徒、既卒者の方
- ・ 震災の影響により採用内定先への就職が困難となった新卒者の方など

【相談内容】

- ・ 学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案の確認
- ・ 採用内定取消しが疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・ 事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ ジョブサポーターによる一貫した就職支援（全国ネットワークを活かし、希望に応じ全国の求人を紹介）

また、全国のハローワークでも震災特別相談窓口を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施しています。

～ 奨励金の拡充 ～

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金を拡充します。

ハローワークの紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者（被災地に就職予定で内定を取り消された者を含む。）を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を行います。

①3年以内の既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金（「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（高校・大学等が対象）を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用での雇入れに対する奨励金額を50万円から60万円に拡充。

【支給額等】 有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月経過後に50万円→被災地の3年以内既卒者は60万円

②新卒扱いで3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金（「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」）

卒業後3年以内の既卒者（大学等が対象）も応募可能な新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて支給。被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、100万円（1事業所1回限り）を120万円（1事業所10回限り）に拡充・緩和。

【支給額等】

正規雇用から6か月経過後に100万円・1事業所1回限り → 被災地の3年以内既卒者は120万円・1事業所10回限り

○被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施します。

拡充した奨励金を活用し、ハローワークの全国ネットワークを活かした求人の確保に取り組みます。

また、ジョブサポーターによる就職までの継続したマンツーマンの支援や、確保した求人を活用した広域職業紹介を実施します。

～ 重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用 ～

○重点分野雇用創造事業等を活用、自治体による雇用を進めます。

重点分野雇用創造事業の対象分野に新たに「震災対応」を追加し、震災により採用内定取消しとなった新卒者などを積極的に雇用できるようにし、若者の力を地域のために活用します。

震災に伴う雇用調整助成金の特例の拡充

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

(通常的主要支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

◆東北地方太平洋沖地震被害に伴う特例（平成23年3月17日実施）

対象 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)

◆特例対象地域の拡充 **NEW**

- 上記5県に加え、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域にも拡大

◆特例対象事業主の追加 **NEW**

- 以下の対象事業主についても、上記①及び②の特例を適用

対象

- 特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主
- 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主